

# 運営規程

有限会社 ラピネス  
マルチケアいえび

## (介護予防)小規模多機能型居宅介護マルチケア運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社ラピネス(以下「法人」という。)が設置、運営するマルチケアいえび(以下「事業所」という。)が行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 マルチケアいえび
- 2 所在地 札幌市厚別区厚別西3条2丁目1番23号

### (従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

#### ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業を提供する。

#### ② 介護支援専門員 1名(常勤)

介護支専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成を作成するとともに、連携する病院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等との連携・調整を行う。

#### ③ 介護職員 8名以上(常勤1名以上、非常勤1名以上。うち1名は看護師)

介護職員は登録者の居宅を訪問して事業を提供し、通い及び宿泊の利用者に対し事業を提供する。看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

※日中：通いサービス利用者3名に対して1名以上、訪問サービス利用者対応として1名

※夜間：宿泊サービス利用者に対して1名(夜勤)、訪問サービス利用者対応として1名(宿直)

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 (サービス提供基本時間)
  - ア 通いサービス 午前9時から午後6時まで
  - イ 宿泊サービス 午後6時から午前9時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに利用定員)

第6条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

- ① 登録定員 24名
- ② 通いサービス 12名
- ③ 宿泊サービス 4名

((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第7条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 事業の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- ① 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせる。
- ② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- ③ (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- ④ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 通いサービス：事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。

② 宿泊サービス：事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。

③ 訪問サービス：利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。

2 サービスの提供に当たっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

厚別区内、白石区川下、川北、北郷

(事業の利用料)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

① 食費 1日 1,200円

(1日を単位として利用しない場合、朝食250円、昼食550円※おやつ代50円含む、夕食400円とする。)

② 宿泊費 1泊につき2,000円

③ おむつ代 実費

④ 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用については実費徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の署名を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

① サービス提供前に健康チェックを行い、結果次第では、入浴サービス等を中止する場合があること。

② 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

- ③ サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- ④ サービス利用中は、原則職員の指示に従っていただくこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 事業所の職員は、事業の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。
  - 3 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 4 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 5 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
  - 6 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

- 第 13 条 事業所は、提供した事業に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
  - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(衛生管理)

- 第 14 条 事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。
- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

- 第 15 条 事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画(BCP)を作成し、その責任者を定め以下の措置を講ずる。
- 1 別に定めた各計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、研修や訓練などの非常災害への対策を講じる。
  - 2 業務継続計画に関する計画を策定し、従業者に対する感染症や非常災害の発生時の必要な訓練及び研修を定期的実施する。

3 感染症や非常災害の発生時において事業活動レベルの落ち込みを小さくし、復旧に要する時間を短くすることに努める。

(秘密保持)

第 16 条 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および終了後、第三者に漏らさないようにする。

2 予め文書により利用者及び利用者家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供する事ができる。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止に関する責任者の選任
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 虐待防止に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修の実施
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症予防及びまん延防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講ずる。

- ① 感染症予防及びまん延防止に関する責任者の選任
- ② 感染症予防及びまん延防止に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修、訓練の実施

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事項)

第 19 条 法人は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する法人の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずることとする。

- ① ハラスメント対策に関する責任者の選定
- ② ハラスメント対策に関する指針の整備及び指針の周知・啓発
- ③ 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(生産性向上に関する事項)

第 20 条 事業所は、生産性向上のために次の措置を講ずる。

- ① 生産性向上に関する責任者の選任
- ② 生産性向上に関する指針の整備及び委員会の設置・開催、研修の実施

(運営推進会議の設置)

第 21 条 事業所は、地域に開かれたサービスとし、サービスの質を図ることを目的に運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は事業所職員、利用者、利用者の家族、地域住民等とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。

4 運営推進会議は提供しているサービス内容、活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 従業者等の質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設ける。

2 事業者はこの事業を行うため、省令、基準条例で定められている記録を整備し、保存する。

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 8 月 1 日から施行する。